

上美生中学校いじめ防止基本方針(令和7年度改訂)

芽室町いじめ防止基本方針にのっとり、以下の通り「いじめ防止基本方針」を策定した。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、自校におけるいじめ防止等の取り組みについて「学校いじめ防止基本方針」として定めるものとし、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公表する。

(1) 基本理念といじめの基本認識

①基本理念（いじめ防止対策推進法第3条より）

- ア. いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- イ. いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ウ. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

②いじめの基本認識

本校では、「いじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という考えの下、また、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「上美生中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) いじめ（いじめ防止対策推進法第2条より）と「いじめの特質」

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの特質】

以下の特質を全教職員で共通認識し、「いじめ問題」に取り組む。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑨ 不用意な言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を築くことができた場合等、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することも可能であるが、このような事案であっても「いじめ」に該当するため、情報共有を図って対応することが肝要である。
- ⑩ 「けんか」や「ふざけ合い」、ささいに見える行為であっても、背景にある事情の調査を丁寧に行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(3) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条より）

学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者・地域住民・児童相談所等の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(4) 保護者の責務（いじめ防止対策推進法第9条より）

保護者はいじめを正しく認識するとともに、子どもに対して、いじめは許されない行為であることを説明し、これを十分に理解させるだけでなく、必要に応じ自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上の規律を身に付けさせることが大切である。また、規範意識を養う指導や学校などが講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条より）

(1) 名称：上美生中学校いじめ対策委員会（特別委員会）

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学校運営協議員、PTA三役

(3) 会議：4月（計画会議）、2月（反省会議）、1、2学期末、その他必要に応じて開催する。

* 学校運営協議員とPTA三役については、必要に応じて出席を要請する。

* 状況によっては関係機関と連携を図り、助言・指導を仰ぐ。（スクールライフ・アドバイザーやゆうゆう指導員、スクールカウンセラー等の活用）

(4) その他：校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。

管理職、生徒指導主事、学級担任、養護教諭とし、その他、必要に応じて校長が定める。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

本校では、「いじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」という考えの下、また、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立ち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、全教育活動を通じて「学習指導と生徒指導の一体化」を推進し、発達支持的な風土を醸成するように指導・計画・実施する。

(1) いじめの未然防止（生徒指導提要进行を基盤に）

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修を行い、いじめ

の対応力の向上と生徒指導体制の充実を図るとともに、生徒に対し全校集会や学級活動、道徳などで、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの指導を徹底する。

イ 教育活動全体を通じて相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを学ぶ人権教育や道徳教育の充実、生徒一人一人が自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係づくりや豊かな情操を培う指導に努める。

ウ 「性的マイノリティ」や「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、プライバシーに十分配慮しながら、保護者との連携や、周囲の生徒に対する必要な指導、啓発を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施を通して、組織的ないじめの早期発見に努める。

- ・いじめの早期発見のアンケート調査を実施する。(5月、10月)
- ・いじめについての詳細な情報を得る。

イ 学校風土調査等のアセスメントを通して、学校の状況を見える化し、安心して学ぶことのできる魅力ある学校づくりを推進する。

- ・学校風土調査を実施(6月、11月)し、調査結果を職員間で共有する。また、校内研修に活用する。

ウ 個人面談や家庭訪問の実施を通して、生徒又は保護者が発信できる機会を積極的に設け、いじめの早期発見に努める。

- ・教育相談週間を実施(6月、11月)する。その際、事前に学校生活(生活・学習・友達関係など)に関わる調査を実施し、これに基づいて教育相談を行う。

エ ネットパトロール等の実施を行い、いじめの早期発見に努める。

オ 早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。(チーム対応)

【その他、主な取組や手立て】

○ 休み時間、昼休みの監督方法の改善

- ・休み時間や昼休みの時間に生徒たちと教師が過ごす時間が多いほど、いじめがおきづらいという結果があることを念頭に置き行動する。
- ・教職員が体育館や図書館、教室などを適度に見回り、暴力行為や嫌がらせなどに迅速に対応する環境をつくる。

○ いじめ防止リーフレットの発行

- ・いじめをなくすための学校の考えや取組等を家庭や地域に周知するとともに、いじめ発見のチェックポイントなどの情報を提供することで、学校と一体となったいじめ防止の取組への理解を図る。

○ 教育相談体制の整備

- ・生徒への教育相談とともに、保護者の相談にも適切に対応する。相談内容によってはスクールライフアドバイザーとの連携も考慮する。
- ・必要に応じて家庭訪問等を実施し、保護者からの情報収集などに努める。

○ 全体会議の開催

- ・学校の「いじめ対策委員会」で協議したことを教職員全体に周知し、共通理解を図る。

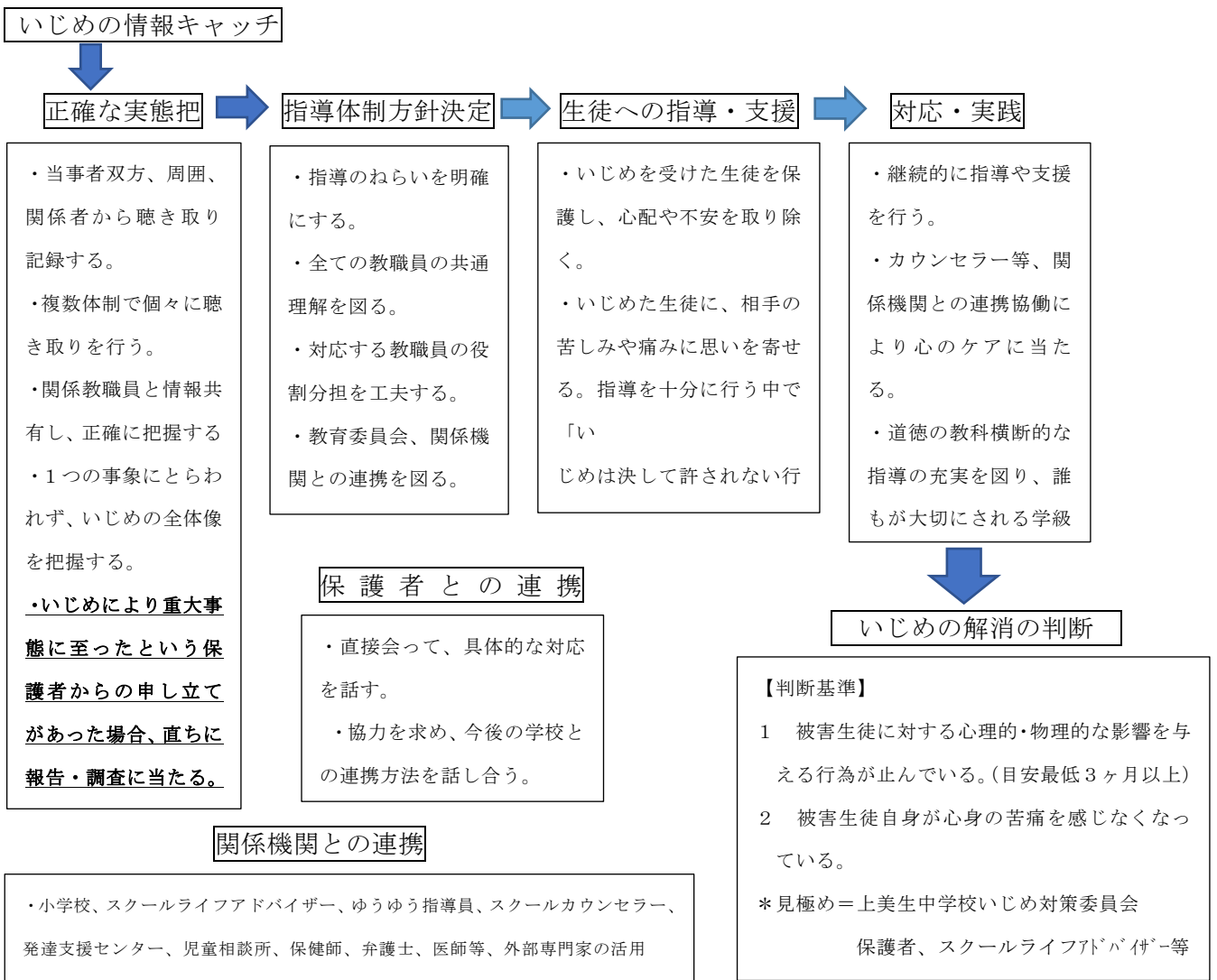
○ 相談窓口の積極的な周知

- ・いじめだけにかかわらず、ヤングケアラー、LGBT等、子どもの悩みの多様化に対し迅速に対応するため、「おなやみポスト」や各種相談窓口の活用を積極的に周知する。

(3) いじめの早期対応

- ア いじめの発見や通報を受けた場合には、直ちに校長へ報告するとともに、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。
- イ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒を守り通すとともに、加害側生徒には、教育的な配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ウ いじめの疑いや訴えがあった場合には、いじめ対策委員会が、速やかに関係生徒から事情を聞き取る。
- エ 事実確認の結果は、遅滞なく、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害側・加害側生徒の保護者に連絡し、解決に向けた学校の取組などに理解と協力を求める。
- オ いじめの対処については、指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、外部有識者等による指導・助言を得るとともに、教育委員会へ報告する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、警察署に通報し援助を求める。

※1 いじめ対応の基本的な流れの明確化



※2 いじめ発見時の緊急対応

- (1) いじめられた生徒、いじめを知らせてくれた生徒を守る。
- (2) 事実確認と情報の共有に努める。

※3 いじめが起きた場合の対応

- (1) いじめられた生徒に対して

- (2) 周りの生徒に対して
- (3) いじめた生徒に対して
- (4) 全教職員による継続した指導
- (5) 関係機関との連携協働

【主な取組や手立て】

- ① いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、解決に向けた事実確認と指導の方針を説明する。町教育委員会への報告と相談を行う。
- ② 校内の組織的な指導体制を明確にする。
 - ・事情聴取、整理、分析、まとめ
 - ・対応策の検討
 - ・教職員の意思形成、調整
- ③ 迅速に事実を確認し、情報を整理する。
- ④ 組織的な解決策、をもとに継続的に指導する。
 - ・被害生徒への面談
 - ・加害生徒への指導
 - ・事実を把握していた生徒への指導
 - ・被害・加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
 - ・教育相談体制の強化
 - ・適切な人間関係づくりを目指した取組
- ⑤ 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- ⑥ 報道機関への対応は教頭を窓口に一本化し、公開できる情報を整理、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会の指導・助言を仰ぐ。

(4) 学校及び教職員の責務

教職員は、保護者等との連絡を緊密にしながら、教職員間で連携して、生徒の変化に気付くための配慮をしなければならない。校長は、教職員がいじめに気付いたとき、若しくは生徒又は保護者・関係機関等からいじめの訴えがあったときは、速やかにいじめ対策委員会において情報共有を図り、いじめの問題解決に向けた、指導・支援の体制・対応方針について決定し、学校全体で適切かつ迅速に対処する。

(5) いじめ防止のための研修の充実

ア いじめの早期発見、対処方法などの習得を目的に校内研修の実施

- ・「生徒指導交流会」の開催（年3回）
- ・いじめ事案に関する校内研修（事例研究・グループ協議を入れた研究）の実施
- ・Q U、自尊感情測定尺度の結果を活用した校内研修の実施

イ 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報を教職員の共有する。

(6) 全領域における連携の重視

ア 各教科

- ・教科指導では、生徒指導の機能を生かした取組を充実させる。（別様の活用）
- ・言語活動や各種授業形態による活動を通して、他の人とかかわる能力を高める。
- ・いじめの芽を早期に摘み取るように努める。

イ 道徳教育

- ・道徳授業を主軸とし、教科・学校行事等、全教育活動で教科横断的な組織的取組により、心の教育を充実させ、子どもの道徳的実践力を育成する。
- ・自然体験学習・農業体験学習など、子どもの主体的な体験活動により、豊かな情操や道徳性の育成を図る。

ウ 特別活動

- ・学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図ることでいじめ防止に寄与する。

エ 総合的な学習の時間

- ・キャリア教育における体験活動と言語活動、探求活動の充実を図る。
- ・学校運営協議会、PTA等、との関わりを通じ、社会的視野を広げ、他者理解を深める。

(7) いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、P D C Aサイクルに基づき、短期間で検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

(8) 保護者・地域への情報提供

- ア 基本方針は学校だよりや参観日等で保護者に紹介・周知し、理解と協力をえる。
- イ 必要に応じていじめの状況や対応策などについて説明する機会を設け、安心・安全な学校づくりへの理解を求める。

月	学校の主な取組と情報提供などの内容
4月	「上美生中学校いじめ防止基本方針」の保護者への説明（参観日・PTA総会等） いじめ対策委員会① 生徒指導交流会①
5月	いじめの学級指導 生徒会による自主的活動
6月	いじめアンケート調査① 教育相談週間① 学校風土調査① 生徒指導交流会②
7月	いじめ対策委員会②（中間評価） 学校運営協議会① 参観日（全体懇談）での保護者への説明
8月	
9月	学校評価（中間評価：教職員・生徒・保護者）①
10月	
11月	いじめアンケート調査② 教育相談週間② 生徒指導交流会② 学校評価（自己評価） 学校風土調査②
12月	いじめ対策委員会③ 学校運営協議会② 参観日（全体懇談）での保護者への説明
1月	学校評価（年度末評価：教職員・生徒・保護者）②
2月	生徒指導交流会③ 参観日（全体懇談）での保護者への説明 いじめ対策委員会④（全体反省・見直し） 学校運営協議会③
3月	

(9) いじめ対策年間プログラム *学級における「適切な人間関係づくり」は年間を通して実施する

①学校での取組

ア アンケート調査

- ・いじめ防止プログラムの起点とする。

- ・いじめの実態について詳細に把握する。
- ・生徒間の暴力の有無や教師との関係を把握する。
- ・いじめの被害状況や発生場所等の情報を得る。

イ 全体会議

- ・学校に属する生徒、教職員等でいじめを減らす確認と取組を行う。
- ・学校で行われるいじめ根絶対策についての議論により、対策の検証・改善を図る。
- ・生徒会の主体的な取組として、対策を講じる。

ウ いじめ防止リーフレット発行

- ・生徒向けや家庭向けのリーフレットによって、保護者・地域・学校が連携・協働した取組を推進する。

②学級単位での取組

クラスのルールづくり

学級活動において、より良い人間関係について対話的な学びの場を設ける。このような日常的な取組により、集団の道徳的価値観が醸成され、社会性が高まる。

(10) いじめ早期発見のためのチェックリスト

- いじめへの対処方針等について学校全体で確認している。
- 参観日や懇談会等においていじめの問題について保護者と協議する機会を設けている。
- いじめへの学校の対処方針や指導計画を家庭や地域に向けて公表している。
- いじめ問題に関わる校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、定期的にアンケート調査を実施している。
- 教育相談を実施し、生徒相互の関わりについての情報を得ている。
- 生徒がいじめ根絶について主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」への対応として、ネットパトロールを実施している。
- 生徒向けに「ネット上のいじめ」に関わる学習会を実施している。
- 「芽室町子どもの権利に関する条例」の学習会を実施している。

4 その他留意事項

(1) 学校評価

学校評価において、いじめの実態把握や対応を見える化し、学校課題の解決に努める。

(2) 家庭や地域との連携

家庭や地域に、いじめの未然防止の重要性の共通認識を広めるとともに、家庭や地域との連携協力を図る。

(3) 個人情報の保護

いじめ対策委員会に携わる外部有識者等は、いじめの調査等に際して知り得た全ての個人情報について、第三者に提供又は開示してはならないこととする。

5 重大事態への対処

重大事態への対応は芽室町いじめ防止基本方針第4章 重大事態への対処を踏まえ、教育委員会と連携し、適切かつ迅速に対応する。